

「若者のつどい2026」オンラインイベントの企画・運営委託仕様書

1 件名

「若者のつどい2026」オンラインイベントの企画・運営委託

2 目的

持続可能な行政の発展のためには、地域の未来を担う若者の参画が必須である。しかしながら結婚・子育て等、ライフイベントによる行政サービスの機会がない若者など、行政や地域との接点を持たない若者も多い。本業務は、若者の使用頻度の高いインターネットを活用した情報発信により、区の施策・取組に関する周知啓発を行うとともに、エンターテインメント性の高いコンテンツを通じて、若年層の行政への関心喚起および理解促進を図ることを目的とする。

3 履行期間

契約締結の翌日から令和9年3月31日まで

4 履行場所

新宿区が指定する場所

5 対象者

主に区内在住・在勤・在学の20代・30代の若者を対象とする。

6 委託内容

(1) 謎解きオンラインイベントの企画・運営

- ① イベント公開期間は令和8年12月から令和9年2月までとする。
- ② 全体コンセプトの設定・コンテンツの制作
 - ・20～30代の若者をターゲットとし、新宿の魅力を発信できる明確なコンセプトを設定すること。
 - ・コンセプトに沿ったオリジナルキャラクター及びストーリーを制作すること。
 - ・防災、選挙、健康、子育て等の、区または関連団体の施策を主題とした謎解きコンテンツを制作すること。取りあげる施策は3～5種類程度とし、契約後に区が指定する。なお、想定問題数は15～20問程度とする。
 - ・制作にあたっては各事業実施課及び関連団体と協議すること。
- ③ 配信設計・運営
 - ・本事業のウェブサイトの新設し、コンテンツを配信すること。設計、動作検証、サーバー管理等、運営に必要な措置は受託者が行うものとする。また、区職員向けにウェブサイトの概要及びマニュアルを作成することとする。
 - ・本事業の開催により、区公式SNSの登録者数の増加が見込める仕組みを構築すること。

(2) 1DAYイベントの実施

- ・イベント公開中に、参加型の要素のある1DAYイベントをオンラインにて実施すること。
- ・区役所および地域に親しみを感じるよう配慮した演出を行うこと。

(3) 広報業務

- ・行政と接点のない若者をターゲットとした広報展開を計画すること
- ・チラシ（5000部）、パネル（1セット）その他の広報物品を制作すること。

(4) 効果測定と報告書の作成

- ・公開から50日以内に、参加者数の中間報告を行うこと。
 - ・参加者の属性や意識変化等を把握するためのアンケートを実施すること。また、事業の効果を分析し、報告書を提出すること。
- 報告書には実施概要、参加者数とその属性、事業の効果分析、今後の改善提案を含めるものとする。

7 目標

参加者数1,500人以上を目標とする。

8 支払い

契約代金は、全ての委託業務の履行が完了し検査に合格した後、委託業者からの請求により一括で支払う。

9 著作権

- (1) 本業務に関して作成されたデータや画像等の著作権については、区に帰属するものとする。
- (2) 本業務に関して作成されたデータや画像等に、受注者が従前から保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等を含む。）が含まれている場合は、権利は受注者に保留されるが、区が利用するために必要な範囲で、これを無償で利用できるものとする。
- (3) 事業者は区に対し著作人格権を行使しないものとする。第三者から納品物に関して権利侵害に関する訴えが提起された場合は、受託者の責において解決するものとする。
- (4) 本業務に関する情報の全部又は一部を、区の承諾を得ずに、区の指示する目的以外に使用・複写・複製、又は第三者に提供してはならない。

10 遵守義務

- (1) 本業務履行により知り得た情報は、業務終了後も漏洩してはならない。
- (2) 本業務において、受託者は、イベント参加者の個人情報を一切取り扱わないものとする。受託者は、Webページの設計、運用、保守、分析、アンケートの実施を含むすべての業務工程において、イベント参加者の氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、SNSアカウント、その他特定の個人を識別し得る情報を収集、取得、記録、保存をしてはならない。
- (3) 事故等の防止に努めるほか、発生時には必要な措置を講じるとともに区に速やかに報告すること。
- (4) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）に規定する、ディーゼル車規制に適合する自動車とすること。
なお、適合の確認のために当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。
- (5) 契約の履行にあたっては、「新宿区における障害を理由とする差別の解消を推進するための職員対応要領」にある障害者への配慮等の実践に努めること。
- (6) 感染症予防対策を講じて、本業務を実施すること。
- (7) 契約の履行にあたっては新宿区環境マネジメントの取組に協力すること。

1 1 その他

- (1) 委託業者は、業務実施にあたって、区との調整及び連携を十分図ること。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ決定するものとする。